

諮問番号：令和5年度諮問第1号

答申番号：令和5年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和4年9月27日付けで提起した、葛飾区長（以下「処分庁」という。）による児童育成手当認定申請却下処分（令和4年7月12日付け4葛子字第682号で決定の通知を行った処分。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和4年6月1日に児童育成手当認定申請書（障害）を提出したところ、処分庁が受給資格の審査を行い、令和4年7月12日付で、審査請求人に対し、本件処分を行ったため、審査請求人が本件処分に至る詳細内容の開示を求め、あわせて本件処分の取消しを求めたものである。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分に至る内容の詳細、具体的な控除等の明細、計算方法についての説明と開示を求めたが処分庁に対応してもらえなかったことに不服がある。なお、本件処分の結論そのものに不服はない。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 審査請求人の前年（令和3年）の所得の額が、法定の支給要件にかかる所得制限限度額以上であることが半明したため、葛飾区児童育成手当条例（昭和46年葛飾区条例第28号。以下「条例」という。）第4条第2項第1号に基づき、申請人の児童育成手当の認定申請を却下したものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。
- (2) 子育て支援部子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）担当職員は、審査請求人から児童育成手当の申請があった際に、窓口において、審査請求人に対し、処分庁が作成した「手当・医療費助成制度のご案内」（以下「手引」という。）を使用し、条例第4条に規定する支給要件並びに葛飾区児童育成手当条例施行規則（昭和57年葛飾区規則第8号。以下「規則」という。）第3条、第4条及び第5条に規定する所得の額、範囲及び計算方法につき説明し、手引を審査請求人に交付している。
- (3) 児童育成手当の支給要件に係る計算結果について、規則第8条第2項により通知した児童育成手当認定申請却下通知書（以下「本件通知書」という。）の「認定請求却下理由」において記載することにより、本件処分の理由を示しており、本件処分の理由の提示は十分に行われている。
- (4) 令和4年度の市町村民税に係る総所得金額等については、総務部税務課（以下「税務課」という。）において決定・通知されたものであり、子育て支援課では算定結果しか把握しておらず、

その計算過程は把握していないため、その算出方法等の詳細については税務課において確認するよう案内した。

3 審査庁の意見

本件処分の維持が適当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分の内容について

審査請求人の所得制限限度額は474万4,000円である一方、審査請求人の前年（令和3年）の所得の額は484万2,610円である。

すなわち、審査請求人の前年の所得の額が所得制限限度額以上であるため、審査請求人については、条例第4条第2項第1号により、児童育成手当の支給要件を満たさないこととなる。

したがって、本件処分を行った処分庁の判断及びその過程は条例規則に従ったものであり、違法な点は認められない。

(2) 本件処分における理由の提示等について

ア 理由の提示について

本件通知書には、所得額及び所得制限限度額算定の計算過程までは記載されていないものの、所得額については、申請人が自ら行った確定申告や勤務先から交付された源泉徴収票、あるいは特別区民税等の決定に係る納税通知書記載の各種所得の額及び所得控除の額を元に、手引の計算書にあてはめて計算することが可能であるし、所得制限限度額は、手引に掲載された「所得限度額」の表により、その額は一見して明らかである。

また、市町村民税（特別区民税）に係る所得額及び所得控除については、本件処分とは別個独立の処分である特別区民税の決定に係る事項であり、その納税通知書にも明記されているものであるから、本件処分にその詳細を記載しないことが不当ともいえない。

したがって、本件通知書記載の理由により、審査請求人が拒否の理由を明確に認識しうるものであるから、本件通知書における理由の提示は、葛飾区行政手続条例（平成7年葛飾区条例第1号）第8条第1項本文の要求する理由の提示として十分であり、違法又は不当な点はないというべきである。

イ その他の違法又は不当な点についての検討

支給要件は、審査基準として公にされている上、審査請求人に対しても手引によりわかりやすく開示されており、さらに窓口でも審査請求人の所得によっては申請却下になりうる旨も説明していたのであるから、申請時における処分庁の審査請求人に対する情報提供のあり方に、違法又は不当な点があったとは認められない。

また、令和3年の市町村民税（特別区民税）に係る審査請求人の総所得金額等や控除額については、子育て支援課ではなく、税務課が本件処分とは別個独立の処分として行った特別区民税の決定に係る納税通知書にも明記されているものであり、その算出方法等の詳細につき、子育て支援課が税務課で確認するよう審査請求人に案内したことに、違法又は不当な点

があったとは認められない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
令和5年4月11日	諮問書の受理
令和5年6月12日	審議
令和5年8月2日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、本件処分における理由の提示についてである。

2 争点に対する判断

(1) 通知書の理由付記について

葛飾区行政手続条例第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等の全部又は一部を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。」と規定している。また、同条第2項では、「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」と規定されている。

本件通知書の「認定請求却下理由」の欄には、「所得が限度額を超えたため あなたの令和3年中の所得額（法定控除後額）4,842,610円が、所得制限限度額4,744,000円を超えている為」と記載されている。所得額及び所得制限限度額算定の計算過程までは記載されていないものの、所得額については申請人が自ら行った確定申告や勤務先から交付された源泉徴収票、あるいは特別区民税等の決定に係る納税通知書記載の各種所得の額及び所得控除の額を元に、手引の計算式にあてはめて計算することが可能であるし、所得制限限度額については、手引に掲載された「所得限度額」の表により、その額は一見して明らかである。

したがって、本件通知書記載の理由により、審査請求人が拒否の理由を明確に認識しうるものであるから、本件通知書における理由の提示は、葛飾区行政手続条例第8条第1項の要求する理由の提示として十分であり、違法又は不当な点はない。

(2) 不支給の理由の説明について

本件においては、処分庁が審査請求人に対し、申請時に、前年度の所得による不支給要件をわかりやすく記載した手引を交付していることが認められる。

また、処分庁が審査請求人からの申請を受理した際に作成した受付票の記載から、処分庁が、条例第4条第2項第1号による不支給要件と、審査請求人の前年の所得が所得制限限度額以上である場合は申請却下になりうる旨を説明していたことが認められる。

もつとも、審査請求人の市町村民税（特別区民税）に係る総所得金額等や控除額については、子育て支援課が税務課で確認するよう審査請求人に案内していたことが認められるが、市町村民税に係る総所得金額等や控除額は、税務課が本件処分とは別個独立の処分として行った特別区民税の決定によるものであるため、その内容について税務課を案内したことに違法又は不当な点はない。

以上であるから、本件に係る不支給の理由及び本件処分に至る内容の説明について、違法又は不当な点は認められない。

3 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

4 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

葛飾区行政不服審査会

会長 大竹 由紀子

委員 室井 敬司

委員 上松 正明